

（緊急制動表示灯）

第63条の3 原動機付自転車には、緊急制動表示灯を備えることができる。

- 2 緊急制動表示灯として使用する灯火装置は、制動灯又は方向指示器とする。
- 3 緊急制動表示灯は、原動機付自転車の後方にある他の交通に当該原動機付自転車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 4 緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。